

奨 学 金

日本学生支援機構奨学金・地方公共団体奨学金等の他に本学独自の奨学金制度として、下記の各種奨学金が用意されています。応募制・推薦制、貸与・給付など、それぞれ条件は異なります。貴重な学生生活の中で学業に専念するために奨学金の必要に迫られている学生は、遠慮なく相談してください。

なお、日本学生支援機構奨学金については、4月上～中旬に説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。その他の奨学金については、7号館1階の奨学金窓口へお問い合わせください。

また、奨学金を受ける学生は、以下の点を遵守するよう十分に留意してください。

- ・少なくとも週1回は、奨学金掲示板（7号館1階エレベーター横）を確認する。
- ・留学・休学・退学等により学籍に異動がある場合は、必ず事前に学生部に手続きをする。

《本学の奨学金》

1. 安倍能成記念教育基金女子大学学部奨学金

元院長安倍能成先生の功績を永く記念し、学生の学問・勉学の奨励を目的として優秀な学習院女子大学大学院学生及び学部学生に対して、給付される奨学金です。

- 奨学生の条件 学業成績・人物共に優秀な学生
- 給付額 学部学生 45万円
- 選考 推薦制
- 人数 学部奨学金 4名（対象 2年次以上の学生）

2-(1). 学習院女子大学学業優秀者給付奨学金

本学において学業成績・人物ともに優秀な学生に対して給付される奨学金です。

- 奨学生の条件 学業成績・人物ともに優秀な学生
- 給付額 学部学生 15万円
- 選考 推薦制
- 人数 15名（対象 2年次・3年次・4年次学生）

2-(2). 学習院女子大学学費支援給付奨学金

本学において学費支弁が困難な学部学生に対して、給付される奨学金です。

- 奨学生の資格 学部学生（留学生を除く）で原則として最短修業年限で卒業できる見込みの者のうち、別に定める家計基準及び成績基準を満たす者
- 給付額 第2期分授業料相当額
- 選考 経済的困窮度等により総合的に選考する
- 人数 10名程度

3. 学習院女子大学・大学院奨学金

本学では独自の学習院奨学金の制度を設けて、勉学に意欲があり、原則として最短修業年限での卒業又は修了が見込まれ、かつ、学費の支出に困難をきたした学生に学費を無利子で貸与しています。募集は定期的に行います。

- 対象 2年次以上の学生
- 奨学生の資格 勉学に意欲があり、最短修業年限で卒業・修了が見込まれ、学費の支弁が困難な者（留学生を除く）
- 貸与額 申請年度の学費納付金相当額で原則として通算2学期分以内
- 貸与期間 1年、継続希望者はその都度出願すること
- 利息 なし

○返 済 卒業後分割払い

○採 用 決 定 5月下旬

4. 学習院女子大学教育ローン金利助成奨学金

本奨学金は、学部及び大学院の学生で、学費支弁が困難なため、学生本人又は学生の保証人が、本学学費納付を目的として、本学が指定した金融機関より教育ローンを借用した場合、申請によりその支払い金利の一部を奨学金として給付するものです。

○助 成 金 額 当年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分に対し、奨学金として支給する。但し、1年間の上限を5万円とする。

○対 象 学 生 原則最短修業年限（休学期間を除く）で卒業又は修了が見込まれる者

5. 学習院女子大学海外留学奨学金

海外に留学する本学（大学院を含む。）学生の勉学の奨励を目的として給付される奨学金です。

○給 付 額 50万円以内とする

○募 集 時 期 5月後半

○人 数 別に定める

6. 学習院女子大学海外留学奨学金（交換によらない難関協定校への留学）

海外の難関大学へ留学する学部学生に対し、準備資金及び経済的負担軽減を目的として給付される奨学金です。詳細は募集要項参照のこと。

○給 付 額 60万円以内とする

○募 集 時 期 掲示による

○人 数 別に定める

7. 学習院女子大学海外短期語学研修奨学金

本奨学金は、夏季休業中及び学年末休講期間中に海外で語学研修を行い、有意義な成果を収めた学生を経済的に支援するための奨学金です。対象は学部及び大学院の学生とし、詳細は募集要項参照のこと。

○給 付 額 最大10万円

○募 集 時 期 9月（募集掲示は6月頃、12月頃）

○人 数 20名程度

8. 学習院女子大学海外ボランティア活動奨励金

本奨学金は、夏季休業中に海外で有意義なボランティア活動を行った学生を経済的に支援するための奨励金です。対象は学部及び大学院の学生とし、詳細は募集要項参照のこと。

○給 付 額 最大10万円

○人 数 5名程度

9. 学習院女子大学協定留学生奨学金

本学に在学する協定留学生（大学院を含む。）に対し、その勉学の奨励を目的として給付される奨学金です。

○給 付 額 50万円以内とする

○人 数 若干名

10. 学習院女子大学外国人留学生奨学金及び奨励金

本奨学金は、本学（大学院を含む。）に在学する外国人留学生であって勉学の意欲をもち、かつ、学資の支弁に援助が必要であると認められた者に給付されます。

本奨励金は、奨学金の受給が認められた者の中から特に学業、人物ともに優秀であると認められた

者に給付されます。

- 支給額 奨学金年額20万円 奨励金年額30万円
- 募集時期 5月20日締め切り
- 人数 奨励金については若干名

11. 学習院女子大学外国人特別推薦留学生に対する奨励金

外国人特別推薦留学生（学部学生）の学問・勉学の奨励を目的としています。

- 支給額 納付金相当額（入学金、在籍料、授業料、施設設備費）
- 選考 推薦制
- 人数 若干名

12. 学習院女子大学協定留学生宿舍費補助制度

本制度は、本学（大学院を含む。）が、協定留学生に対し、宿舍費の一部を補助することにより、宿舍の確保が円滑に行われることを目的としています。

- 補助額 宿舍費が月額50,000円未満の場合 宿舍費の全額
宿舍費が月額50,000円以上の場合 50,000円
- 申請 入居契約開始日から1カ月以内に必要書類を国際交流推進センターに提出

13. 学習院父母会奨学金

本奨学金は、学習院に在学する学部学生・生徒・児童・園児のうち、在学中、学費負担者である父母保証人の死亡等に起因し、家計が激変したことにより学費の支弁が困難と認められる者で、勉学熱心な者に対して支給します。

- 給付額 1年度につき授業料・施設設備費相当額（ただし、100万円を上限とする）
- 給付期間 学習院在学中1年度限り
- 人数 若干名

《本学以外の奨学金》

14. 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

平成16年4月に発足した日本で学ぶ学生等の修学環境をととのえるための公の機関です。当機構の奨学金の目的は優秀な学生で経済的な理由のため、修学困難な者に学費を貸与して、教育の機会均等をはかり、国や社会の健全な発展に尽くすことにあります。

- 貸与額 学部学生 無利子 月 30,000円又は64,000円上限 有利子 月 120,000円上限
- 貸与期間 正規の卒業期まで
- 在学採用募集時期 4月上旬
- 在学採用決定 第一種奨学金・第二種奨学金ともに7月中旬の予定

なお、高校からの予約採用奨学生は「採用候補者決定通知」を4月中旬までに学生部に提出し、「ユーザID・パスワード」の交付を受けて、インターネットにより日本学生支援機構のスカラネット用「ホームページ」にアクセスして「進学届」を提出してください。（学生部掲示板にて日程を確認してください。）

15. 独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費

私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、修学のために経済的援助が必要と認められる者に、日本学生支援機構より支給されます。学内選考を経た後、日本学生支援機構へ推薦されます。

- 支給月額 学部学生 48,000円
- 選考 推薦制

16. 地方公共団体奨学金

地方公共団体の奨学制度で、多くの場合、内容は日本学生支援機構に準じています。募集があれば掲示しますので、希望者は十分注意してください。なお、本奨学金の中には大学を通さずに募集するものもあります。

17. 各種奨学金

その他各種の公私の団体による奨学制度があります。募集があれば掲示しますので、十分注意してください。

《そ の 他》

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

大学の入学者または在学者は、「国の教育ローン」を利用することができる。

「国の教育ローン」は、教育のために必要な資金を融資する公的な制度で、融資額は学生一人につき200万円以内、返済期間は10年以内である。

詳しくは、日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター

(0570-00 8656、03-5321-8656（月～金曜日9：00～21：00、土曜日9：00～17：00、日曜日・祝日・年末年始休）に問い合わせること。

安倍能成記念教育基金奨学金規程

第1条 安倍能成記念教育基金奨学金（以下「奨学金」という。）は、安倍能成記念教育基金特別会計規程第3条第3号に定めるところにより、研究者の育成及び学生の学問・勉学の奨励を目的とする。

第2条 前条による奨学金は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大学院奨学金
- 二 専門職大学院奨学金
- 三 大学学部奨学金
- 四 女子大学大学院奨学金
- 五 女子大学学部奨学金

第3条 前条各号に定める奨学金の運用に関しては、別にこれを定める。

第4条 この規程に関する事務は、総務部総務課が担当する。

第5条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

- 1 この規程は昭和62年6月13日から施行する。
- 2 この規程施行にともない、従前の安倍能成記念教育基金奨学金支給規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。

安倍能成記念教育基金女子大学学部奨学金運用規程

第1条 安倍能成記念教育基金奨学金規程第2条第5号に基づき、学生の学問・勉学の奨励を目的として、優秀な学習院女子大学学生に対して、安倍能成記念教育基金女子大学学部奨学金（以下「奨学金」という。）を給付する。

第2条 奨学生は、2年次以上の学生であって、学業成績・人物共に優秀でなければならない。

第3条 奨学金の額は、年額45万円とする。その支給方法は別に定める。

2 奨学生の人数は毎年度4名とする。

第3条の2 奨学生が次の各号の一に該当する場合、院長は、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

一 退学又は休学したとき。

二 病気等で成業の見込みがないとき。

三 学業成績又は操行が著しく不良になったとき。

四 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

第4条 院長は、毎年度学長に推薦を依頼する。

第5条 学長は、当該年度の5月末日までに教授会の議を経て、院長に推薦する。

第6条 奨学生の決定は、科長会議の議を経て、院長が行う。

2 院長は、学長に対して選考結果を通知するものとする。

第7条 奨学生に対する奨学金の交付は、院長が別に定めるところにより、これを行う。

第8条 この規程に関する事務は、法人総務部総務課が担当する。

第9条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行する。

学習院奨学基金規程

(目的)

第1条 学習院（以下「本院」という。）は、次の各号に掲げる目的のために、学習院奨学基金（以下「本基金」という。）を設立する。

一 本院大学大学院及び女子大学大学院における学生の特色ある研究活動を育成するため

二 本院大学法科大学院及び学部並びに女子大学学部において、学業成績及び人物ともに優秀な学生の奨学のため

三 本院大学学部及び女子大学学部並びに高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び